

利用発明に係る特許権の実施



著者：Vladimir Biriulin¹

編者：黒瀬 雅志²

日本特許法によれば、「特許権者は、その特許発明が、その特許出願日前の出願に係る他人の特許発明を利用するものであるときは、業としてその特許発明の実施をすることができない」(第72条)とされている。この規定と同等の規定が、改正前のロシア民法第4部(知的財産法)に存在していなかったことにより、先願に係る他人の特許発明を利用するものであっても、後願特許権者は、自らの特許発明を実施することができるという判決が下された。

改正民法第4部が発効した2014年10月1日以前に権利付与された特許権については、従来通り、利用発明に係る後願特許権であっても、先願特許権者の許諾なく特許発明の実施が可能である。

改正民法第4部には、利用発明に係る後願特許権については、先願特許権者の許諾なく特許発明の実施をすることができないとする規定が新しく追加された。しかしながら、2014年10月1日以前に権利付与された特許権においては、以下に紹介するような紛争が生じる恐れがある。

【事件の経緯】

2人の共同発明者が「金属のプラズマアーク溶接方法」に関する特許出願をし、1998年に特許を取得した(特許番号第2,13,129号、以下「先願特許」)。この発明の要旨は、有機媒体を加えた水を含む任意の液体、例えばアルコールが、プラズマアーク溶接の燃料になるというものであり、特許請求の範囲は以下の通りである。

1. プラズマジェットを生じるプラズマ形成媒体によるアークの圧縮を含む、直接的または間接的作用の圧縮アークによる金属のプラズマアーク溶接方法であって、有機溶媒を加えた水を含む液体の蒸気が、酸素含有炭化水素化合物の形態で使用されることを特徴とする。

2. 気化がプラズマガン内で直接行われることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。